

警察庁訓令第5号

警察庁電子署名訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月21日

警察庁長官 楠 芳伸

警察庁電子署名訓令の一部を改正する訓令

警察庁電子署名訓令（平成15年警察庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この訓令は、令和8年5月21日から施行する。

別紙

警察庁電子署名訓令（平成15年警察庁訓令第1号）

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>国家公安委員会電子署名規則（平成15年国家公安委員会規則第7号。次条第1号及び第4号において「規則」という。）</u>第2条の規定に基づき、<u>国家公安委員会委員長又は国家公安委員会の電子署名に</u><u>関し必要な事項を定めるとともに、警察庁における官職又は組織の電子署名に</u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 電子署名 <u>規則第1条に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>(2) 署名符号 <u>国家公安委員会又は警察庁における官職又は組織の電子署名を行うために用いる符号をいう。</u></p> <p>(3) 署名検証符号 <u>署名符号と対応する符号であつて、当該署名符号が真正なものであることを証明するために用いるものをいう。</u></p> <p>(4) 電子証明書 <u>署名検証符号が真正なものであることを証明するために作成する電磁的記録（規則第1条に規定する電磁的記録をいう。次条及び第6条第3項において同じ。）をいう。</u></p> <p><u>(5) 署名符号等</u> <u>署名符号、署名検証符号及び電子証明書をいう。</u></p> <p><u>(6) 警察庁認証システム</u> <u>署名符号等の発行並びに国家公安委員会及び警</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>国家公安委員会及び警察庁における官職又は組織に係る電子署名（以下「官職署名」という。）</u>に<u>関し必要な事項を定めること</u>を目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 電子署名 <u>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。</u></p> <p>(2) <u>官職署名符号</u> <u>官職署名を行うために用いる符号をいう。</u></p> <p>(3) <u>官職署名検証符号</u> <u>官職署名符号と対応する符号であつて、官職署名に用いられた当該官職署名符号が真正なものであることを証明するために用いるものをいう。</u></p> <p>(4) <u>官職証明書</u> <u>官職署名検証符号が真正なものであることを証明するために用いる電子証明書（国家公安委員会電子署名規則（平成15年国家公安委員会規則第7号）第2条に規定する電子証明書をいう。）をいう。</u></p> <p>[号を加える。]</p> <p><u>(5) 警察庁認証システム</u> <u>官職署名符号、官職署名検証符号及び官職証明</u></p>

警察庁における官職及び組織の電子署名の認証に関する処理を行う情報システムであって、十分な安全性及び信頼性を有するものとして警察庁長官官房技術総括審議官（第5条及び第9条において「技術総括審議官」という。）が認めるものをいう。

（警察庁における官職又は組織の電子署名）

第3条 警察庁における官職又は組織の電子署名は、その職務上作成した電磁的記録が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

（電子証明書）

第4条 電子証明書の有効期間は、5年を超えないものとする。

2 電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 当該電子証明書の発行番号
- (2) 当該電子証明書の発行に用いた警察庁認証システムの名称
- (3) 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日
- (4) 当該電子証明書に係る官職又は組織の名称
- (5) 当該電子証明書に係る署名検証符号及び当該署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子
- (6) [略]

3 電子証明書には、当該電子証明書が真正なものであることを証明するために必要な措置を講ずるものとする。

（運用責任者）

第5条 技術総括審議官は、警察庁認証システムごとに、当該警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する者（次条及び第7条において「運用責任者」という。）を指定するものとする。

書（以下「官職署名符号等」という。）の発行及び官職署名の認証に関する処理を行う情報システムであって、十分な安全性及び信頼性を有するものとして警察庁長官官房技術総括審議官（以下「技術総括審議官」という。）が認めるものをいう。

（官職署名）

第3条 官職署名（警察庁に係るものに限る。）は、警察庁の職員が職務上作成した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）が真正なものであることを認証することができるようにする必要がある場合に行うものとする。

（官職証明書）

第4条 官職証明書の有効期間は、5年を超えないものとする。

2 官職証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 当該官職証明書の発行番号
- (2) 当該官職証明書の発行に用いた警察庁認証システムの名称
- (3) 当該官職証明書の発行日及び有効期間の満了日
- (4) 当該官職証明書に係る官職又は組織の名称
- (5) 当該官職証明書に係る官職署名検証符号及び当該官職署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子
- (6) [同左]

3 官職証明書には、当該官職証明書が真正なものであることを証明するために必要な措置を講ずるものとする。

（運用責任者）

第5条 技術総括審議官は、警察庁認証システムごとに、当該警察庁認証システムの運用に関する事務を総括する者（以下「運用責任者」という。）を指定するものとする。

(署名符号等の発行)

第6条 署名符号等の発行を受けようとする者は、当該署名符号等に係る警察庁認証システムの運用責任者に対し、理由を付してその旨を申請しなければならない。

2 運用責任者は、前項の規定により申請した者が署名符号等を利用する必要があると認める場合は、警察庁認証システムを用いて署名符号等を発行するとともに、当該者を当該署名符号等の利用に関する事務を総括する者（以下「利用責任者」という。）に指定することができる。

3 前項の規定による署名符号等の発行は、これを記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第1項及び第8条において「記録媒体」という。）を利用責任者に交付する方法により行うものとする。

(署名符号等の失効等)

第7条 利用責任者は、署名符号の危殆化（記録媒体の盗難、署名符号の漏えい等により利用責任者が認めた者以外の者によって署名符号が利用され得る状態になることをいう。次条第2項において同じ。）又はそのおそれがある場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた運用責任者は、遅滞なく、当該署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、利用責任者は、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

4 前項の届出を受けた運用責任者は、当該署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

(記録媒体の管理)

第8条 利用責任者は、第6条第3項の規定により交付された記録媒体の管

(官職署名符号等の発行)

第6条 官職署名符号等の発行を受けようとする者は、当該官職署名符号等に係る警察庁認証システムの運用責任者に対し、理由を付してその旨を申請しなければならない。

2 運用責任者は、前項の規定により申請した者（以下「申請者」という。）が官職署名符号等を利用する必要があると認める場合は、警察庁認証システムを用いて官職署名符号等を発行するとともに、当該申請者を当該官職署名符号等の利用に関する事務を総括する者（以下「利用責任者」という。）に指定することができる。

3 前項の規定による官職署名符号等の発行は、これを記録した電磁的記録媒体（以下「記録媒体」という。）を利用責任者に交付する方法により行うものとする。

(官職署名符号等の失効等)

第7条 利用責任者は、官職署名符号の危殆化（記録媒体の盗難、官職署名符号の漏えい等により利用責任者が認めた者以外の者によって官職署名符号が利用され得る状態になることをいう。以下同じ。）又はそのおそれがある場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出を受けた運用責任者は、遅滞なく、当該官職署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定する場合のほか、利用責任者は、官職証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は官職証明書の利用を中止する場合には、直ちに運用責任者にその旨を届け出なければならない。

4 前項の届出を受けた運用責任者は、当該官職署名符号等の失効その他必要な措置を講ずるものとする。

(記録媒体の管理)

第8条 利用責任者は、第6条第3項の規定により交付された記録媒体の管

理を行う者（次項において「管理担当者」という。）を指定するものとする。

2 管理担当者は、記録媒体を厳重に管理し、署名符号の危殆化を防止する措置を講じなければならない。

理を行う者（以下「管理担当者」という。）を指定するものとする。

2 管理担当者は、記録媒体を厳重に管理し、官職署名符号の危殆化を防止する措置を講じなければならない。

備考 表中の [] の記載は注記である。